仕様書

標　　題	『総合リハビリテーション』ほか12点　買入（年間購読）（その３）

記

	物品名称・事業名称	形状・寸法・規格等	数量（単位）
①	総合リハビリテーション　ほか12点	別紙のとおり	（　式　） 1
②			（　　）
③			（　　）
④			（　　）
⑤			（　　）
⑥			（　　）

納入期限・請負期間	令和　　年　　月　　日　（　　）　から 令和　8　年　3　月　31　日　（火）　まで
納入場所・履行場所	大阪市平野区喜連西６－２－５５ 大阪市立心身障がい者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ管理課
特記事項	・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前９時から午後５時までの間に完了すること。 ・納品の際は、物品名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。 ・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。 ・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。 ・見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合はよりよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。 ・大阪市暴力団排除条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付） ・納入の際は、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。（別紙特記仕様書添付） ・支払いに関しては、納品ごとに都度払いも可とする。 ・受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン（別冊業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.0版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）
担　当	主管課・事業所名：　　福祉局　心身障者がい者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ管理課 担当者名：右近　栄二　　【TEL（06）6797 － 6565】

	物品名称・事業名称	形状・寸法・規格等	数量（単位）
1	総合リハビリテーション	2025年4月号～2026年3月号 雑誌コード：05853 （医学書院）	（　冊　） 12
2	月刊福祉	2025年5月号～2026年4月号 雑誌コード：0335902 （全国社会福祉協議会）	（　冊　） 12
3	みんなのねがい	2025年5月号～2026年4月号 雑誌コード：08441 （全国障害者問題研究会）	（　冊　） 12
4	発達（季刊）	2025年4･7･10月、2026年1月発行分 （ミネルヴァ書房）	（　冊　） 4
5	月刊誌「さぽーと」	2025年4月号～2026年3月号 （日本知的障害者福祉協会）	（　冊　） 12
6	そだちの科学	2025年4月号、10月号 （日本評論社）	（　冊　） 2
7	理学療法ジャーナル	2025年4月号～2026年3月号 雑誌コード：09337 （医学書院）	（　冊　） 12
8	Journal of CLINICAL REHABILITATION	2025年5月号～2026年4月号 雑誌コード：03297 （医歯薬出版株式会社） ※臨時増刊号除く	（　冊　） 12
9	きょうの健康	2025年5月号～2026年4月号 雑誌コード：16491 （NHK出版）	（　冊　） 12
10	検査と技術	2025年4月～2026年3月発行分 ※増刊号除く年10冊 雑誌コード：03639 （医学書院）	（　冊　） 10
11	検査と技術（増刊号）	2025年4月～2026年3月発行分 ※年2冊 （医学書院）	（　冊　） 2
12	臨床雑誌『整形外科』	2025年5月号～2026年4月号 ※増刊号1冊含む 雑誌コード：05551・05552 （南江堂）	（　式　） 1
13	小児科診療	2025年4月～2026年3月発行分 通常号11冊+特大号1冊+増刊号（春・秋）2冊 雑誌コード：04725 （診断と治療社）	（　式　） 1
14			（　　）
15			（　　）
16			（　　）
17			（　　）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：０６－６２０８－７９１１）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

１　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

２　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境**規制**課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

３　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

４　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境**規制**課
自動車排ガス対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

生成AI利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.0版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成AIの利用規定

- 生成AIを利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成AIは、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成AI以外の画像・動画・音声などの生成AIの利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成AIの利用を禁止する
- 生成AI機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成AIによる回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成AIを利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること